

相談者とともにすすめる 家計改善支援

～ 支援のチカラで100人に100通りの生活再生を～

<ダイジェスト版>

グリーンコープ生活協同組合連合会

◎ 家計改善支援事業の取り組みの現状について

全国の自治体の家計改善支援への取り組み実績

全国の自治体で家計改善支援事業を実施しているのは403自治体で、困窮者支援に取り組む全自治体の45%です。ここ数年少しずつ伸びてきてはいますが、就労準備支援事業48%、子どもの支援59%と比較すると家計改善支援事業は全国の自治体に広がりきれていない現状が分かります。実施率に関しては都道府県では100%の熊本県、94%の三重県に対し、一番低い都道府県の実施率は8%です。(H30年4月時点)

家計改善支援を利用できている人はどの程度いるのか

H29年度の全国の自立相談の新規受付件数の合計は229,685人ですが、家計改善支援を受けた人の合計は9,466人です。比率で言えば、自立相談支援を受けた人の4.1%しかいません。

H28年度の厚生労働省の調査では社会的に孤立し、生活に困窮して自立相談支援事業所を訪れる相談者の44.2%は経済的課題を抱えています。さらに、同調査で家計管理の課題を意識している人は11.8%です。仮に、44.2%の経済的課題を抱えていると自覚している人の半分が家計改善支援を受けたとするとその人数は114,845人になります。もしくは家計管理に課題があると意識している11.8%の人が家計改善支援を受けたとしたらその数は27,095人になります。しかし、現実にはH29年度は9,466人しか家計改善支援を受けていません。

自立相談支援事業所に相談したにもかかわらず、家計改善支援につながらない理由は地域によってさまざまです。そもそも事業自体が実施されてないため利用できない地域があります。家計改善支援を実施していても自立相談支援からの紹介がつながってこない地域もあります。いずれにしても家計改善支援が利用できていない結果が、9,466人の利用という現実です。

H29年度で、都道府県別に自立相談支援から家計改善支援の利用につながった実績を調べてみると、もっとも低い実績として0人の地域があり、次に0.1%(10万人当たり利用者0.3人)、0.4%(10万人当たり利用者0.6人)と、ほとんど家計改善支援を利用していない地域があります。一方で自立相談支援からつながる比率が高い地域では19.5%(10万人当たりの利用者25.3人)の徳島県、16.8%(10万人当たりの利用者23.2人)の熊本県、16.1%(10万人当たりの利用者32.7人)の福岡県が挙げられます。住んでいる地域でこれだけの格差が出てきているのが現状で、この格差をどのように解決するかが重要だと考えられます。

自治体間での格差が起こる理由について

この差は何に起因しているのか、いくつかの理由が考えられます。一つは、家計改善支援を実施するには高度な専門知識が必要という思い込みがあり、そうした支援員がいないので事業が難しいと考えられているためです。二つめは、家計改善支援は相談者の金銭管理を支援する事業との誤解があり、日常生活自立支援事業や成年後見制度と混同して理解されており、必要性が共有されていないためです。三つめは、家計改善支援の支援方法や役割が理解されておらず、家計改善支援は自立相談支援でこと足りると捉えられているためです。四つめは、家計改善支援は家計の側面から相談者の意欲喚起につながるという効果が知られていないため、支援のイメージが掴められていない点があります。そして五つめに、自治体の事業費負担を補って余りある分割納付などの実績が出始めている効果を知らないため、費用負担ばかりが意識されている点があります。

上述のような現状から、積極的に家計改善支援に取り組めていない全国の自治体や自立相談支援事業所に、家計改善支援への誤解を解き、正しく理解していただくために、映像教材を作成しました。少しでも多くの自治体や自立相談支援事業所に家計改善支援に取り組んでいただけるよう、皆さまにもご協力いただければと思います。

自立相談支援事業所につながった生活困窮者が家計改善支援を利用し、現状の厳しい家計状況から抜け出し、ひとりでも多く安心して生活できる社会をめざしていきたいと考えています。

1) 家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れ

POINT 1 家計改善支援の基本的な考え方

家計改善支援とは、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を明らかにし、家計の視点から相談者とともに生活困窮の出口を見つけ出す支援です。

相談の中で家計の見える化を図り、1ヶ月の収支の状況を理解してもらうことが家計改善支援の基本的な考え方です。相談者本人が家計の現状を理解し、生活を見直すことで家計の改善方針を見出して、将来にわたって収支を自己管理できるよう伴走しながら支援を行います。

POINT 2 家計改善支援の基本の5つの柱

家計改善支援には、支援の5つの基本的な柱があります。

1. 家計の現状を理解してもらう支援
2. 行政窓口に同行し、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援
3. 法律家相談に同行し、借金や家賃滞納など債務に関する支援
4. 生活の健全化を図るために必要な貸付をあっせんする支援
5. 相談者自身が家計を自ら管理できるようにする支援

この他、家計改善支援だけで解決できない、重い障がいや依存症(ギャンブル、アルコール)などの課題を抱える人への支援は、自立相談支援や医療機関などと連携を行います。

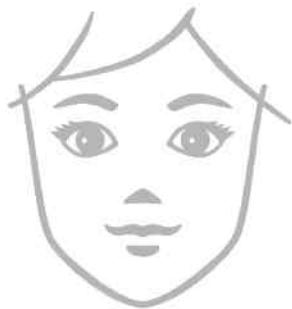
POINT 3 家計相談員のこころ構え ~信頼関係を形成するために傾聴を基本とする~

家計の現状の根本の部分にある相談者の気持ちを受けとめ、寄り添って話を聞くこころ構えが大切です。どのような感情が存在し、何を伝えたいか、相談者の背景を理解しながら話をすすめます。相談の核心を聞き取りながら、信頼関係を深めていきます。

そして、家計相談員の思い込みや価値観で相談者の話を受けとめずに、まずよい聴き手となり「聴かせていただく」こころ構えでじっくり聞く姿勢が必要です。自分が正しく理解できているか、相談者の主訴を発語し、間違いがないか確認します。

この他、相談者の言葉だけではなく、目や手の動き、声の調子、表情、息遣い、姿勢など全体の様子に気を配りながら理解に努めます。何気ない仕草は相談者が、どのように感じているかを知る手がかりになることがあります。

また、相談者の話を聴いて動搖したり、違和感を感じたり、思考が閉鎖的になっていないか、自分自身の気持ちに気付くことも重要です。これ以上相談者の話を聴けないと感じたら、他の家計相談員の助けを求める心のゆとりも大切です。



目や口の動き、表情



手の動きや姿勢

2) 家計相談の基本となる各種家計表の意味と役割

生活再生のための家計改善支援に必要な道具(ツール)として、相談時家計表・家計計画表・ライフイベント表・キャッシュフロー表を使用します。

POINT 1 最初の共同作業「相談時家計表」

相談時家計表は家計の収支の状況を把握するためのツールです。まずこの家計表作成という共同作業を通じ、相談者と家計相談員は家計の現状を理解するとともに、互いの信頼感が形づくられていきます。

POINT 2 解決に向けた道しるべ「家計計画表」

相談時家計表をベースにした予算書として、改善要素を整理した家計計画表を完成させます。

POINT 3 将来を共に考える「ライフイベント表」「キャッシュフロー表」

相談者世帯全体の将来の収支の変化を予測したものがライフイベント表です。そのライフイベントを家計計画表に組み込み、2~3年先の将来を見通すことができるよう作成されたのがキャッシュフロー表となります。キャッシュフロー表は相談者の今後の暮らしの行程表となります。月々どの位の費用が必要で、家計の過不足はどの時期に発生するのかを予め相談者本人に確認してもらう役割を持ちます。

3) 家計改善支援のまとめ

POINT 1 個計から家計へ。家族と共に考える

本教材の事例では、相談時家計表を作成した結果、現状の生活では5万円の赤字となることが分かりました。また、過去の病気のため本人の就労は難しいことから、支出を減らす方法の他に、次男の就労を相談しました。自宅訪問では、相談者と次男が大切にしている事を確かめながら、相談者にはどの費目を削減できるか、また、次男には短時間での就労の可能性など、家計を成り立たせる方策を一緒に考えました。

その結果、次男の就労収入5万円での収入増の他、インターネットや墓参りの費用などを減額すると、小遣い等を増額しても家計が成立しました。今後、医療費がかさむ傾向にあり、本人の障害者手帳取得のため病院に同行予定です。現在、無事に次男の就労に成功するなど、積極的に生活再生に努めています。

POINT 2 家計改善支援の2つの効果

本事例での家計改善支援は2つの効果が生まれました。

1つめは生活の実態が見えたことで、自分たちで改めるべき点を見出すことができた点。

2つめは次男の就労により家計改善の目処が見え、精神的な負担が軽減され、滞納生活費や固定資産税の支払いも計画的になったことで、不安が解消した点です。また、障害者手帳の取得で医療費の削減ができれば、さらに生活は安定します。

POINT 1 伴走者として支える「同行支援」

同行支援も重要な家計相談員の業務です。生活に困窮している人にとって弁護士や行政窓口に行くことはとてもハードルが高いばかりでなく、法的に活用可能な救済制度を知らない事も多いのです。したがって、行政窓口や法律相談に同行し、制度を活用して解決するための方策を一緒に相談します。滞納などであっても、見通しをつけるまで数ヶ月支払いを待ってもらうことや、分割納付の

金額などの相談を行います。

相談の一つ一つは小さな出来事ですが、目の前にあることを一つずつクリアすることは信頼関係の積み重ねになり、やがて大きな問題を解決していく事となります。



POINT 2 行政直営か委託かによる違い

H30年4月時点の全国の事業所のうち、自立支援事業が行政直営のところは全体の35%です。直営+委託のところを入れても45%です。55%は委託事業所です。家計改善支援事業になると85%が委託事業所で取り組まれています。

直営で困窮者自立支援事業がすすめられている自治体の場合は個人情報の同意書があれば、府内連携が進めやすくなります。しかし、委託になると同意書があっても難しい問題があります。委託事業所の場合は府内への窓口同行などの取り組み方については、事前に委託元の自治体の責任者と丁寧に相談しておく必要があります。

POINT 3 行政窓口に同行支援することの意味

家計改善支援では行政窓口に同行支援することをすすめています。同行することによって窓口の担当者に相談者の家計状況を正確に理解いただけますし、実施可能な返済の仕方を相談者を含めて決めることが出来ます。相談者も安心して窓口との相談に臨めるため結果として約束もきちんと守られます。しかし、滞納を一括管理して対応する収納課などがある自治体では、支払いを待ってもらうことや分割納付の相談どころか、委託先の家計相談員が窓口に同行すること自体を拒否されることがあります。

その様な自治体には困窮者支援の役割や相談者だけでなく、自治体にとっての家計改善支援のメリットを丁寧に話し込み、収納課の担当者の理解を深めてもらう取り組みから開始しましょう。また、家計相談員が収納課の役割や権限を踏み越えて一方的に対応していないか等も振り返ってみましょう。その上で、生活困窮者自立支援を実施している行政の責任者にも府内の状況を理解してもらい、府内での連携のあり方を一緒に考えてもらい、支援会議などの発足につなげるようにしましょう。



POINT 4 法テラスや弁護士・司法書士相談への同行について

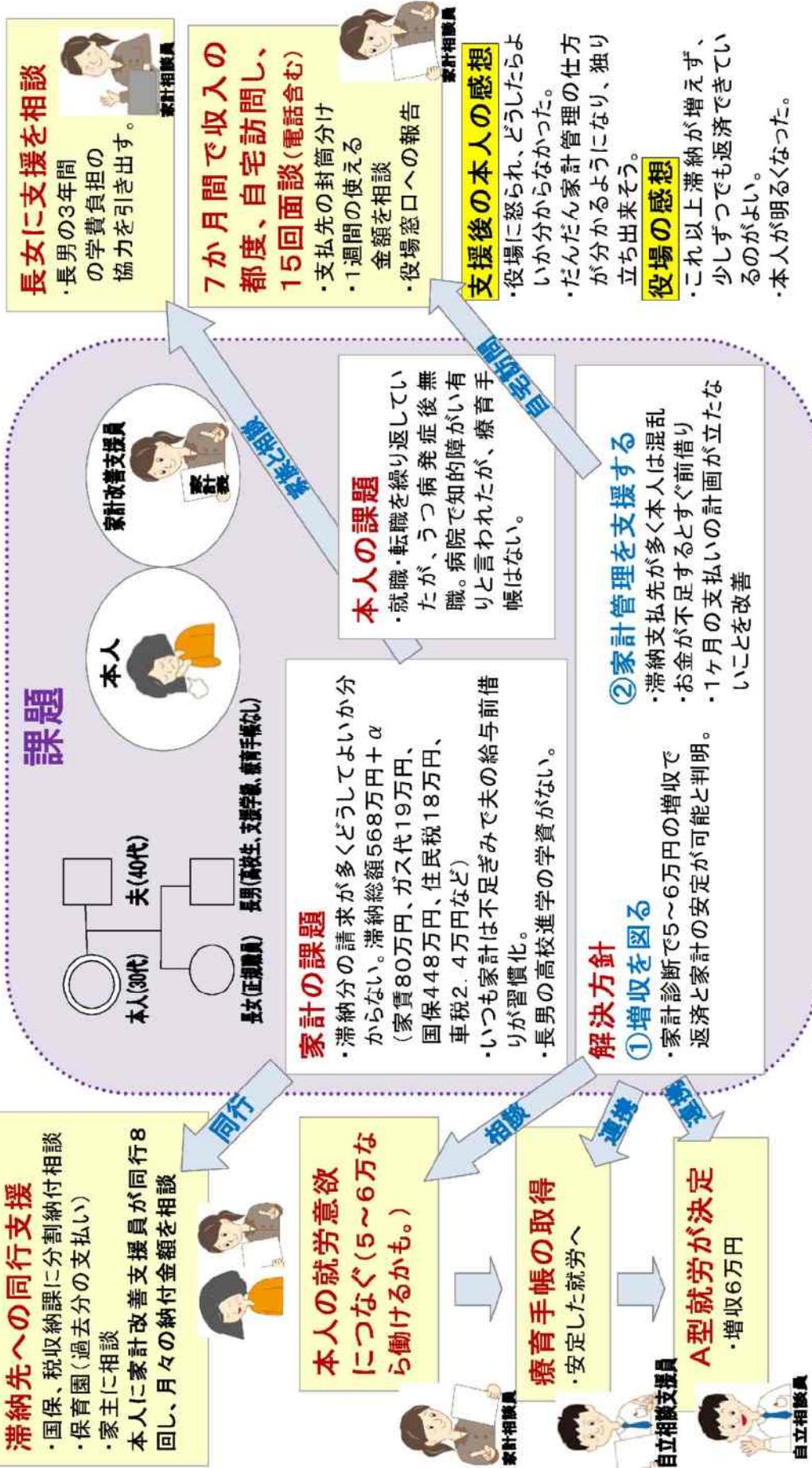
家計相談員自身の勉強にもなりますから、法テラスや弁護士事務所等にも相談者に同行しますが、相談者を差し置いて家計相談員が先行して、話をすすめるようなことにならないよう、配慮しましょう。

家計相談員は家計に現れる収支を評価するのではなく、裏側にある相談者の思いを聞き取り、生き方や人生観を尊重することがとても大切です。家計改善支援の最大の特長は、お金の動きを見る事で、家庭内で大切にしている事がわかり、同時に課題や解決策も見えてくることです。

家計改善支援は決して指導をすることではありません。

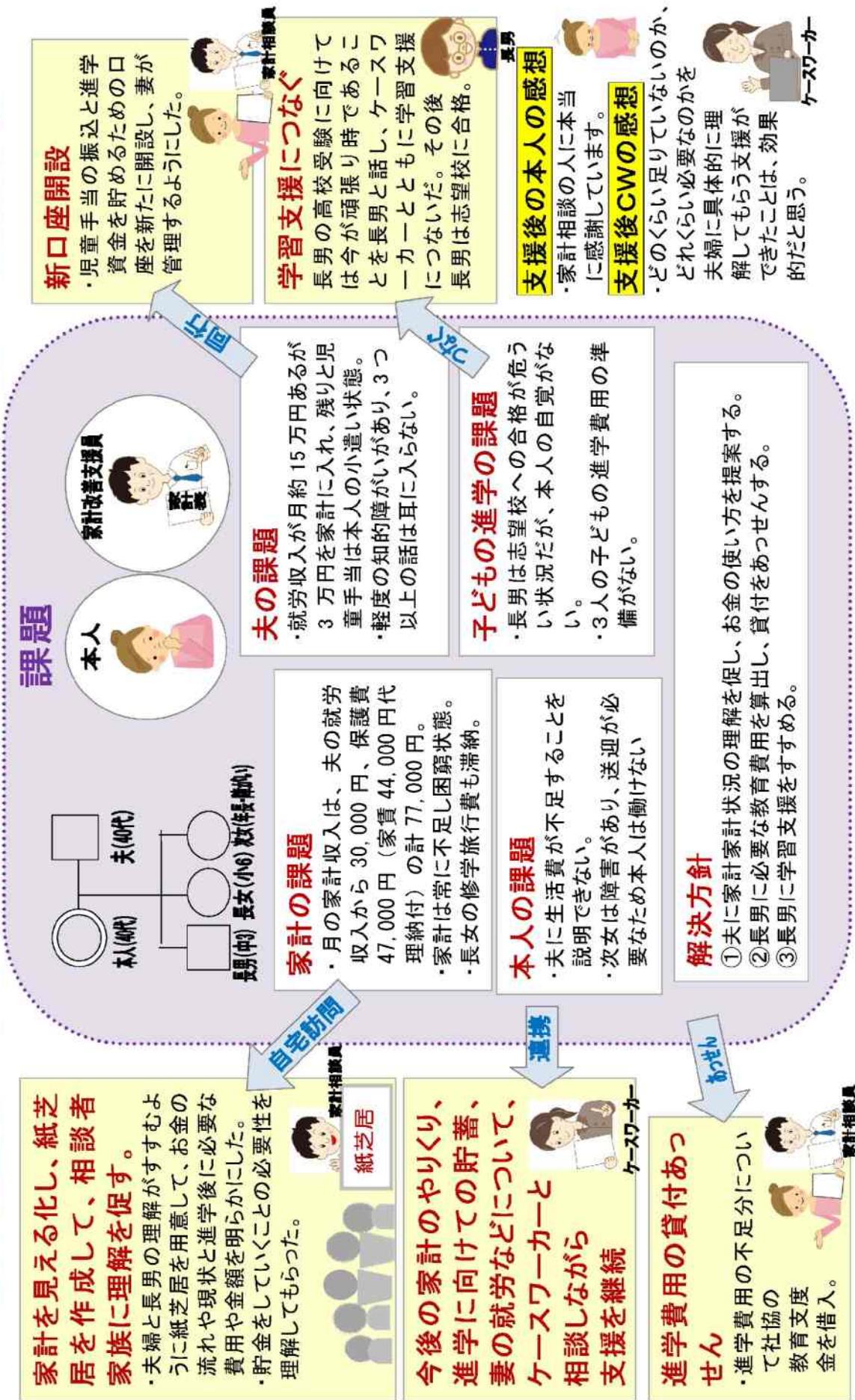
相談者が自己洞察を深め、課題を見出し、家計改善に向けて自己管理できるように立ち上がっていいくための支援であることを意識し続けることが大切です。

母親が知的障がいの家族で家計が管理できない事例



被保護世帯

子ども3人が進学を控える5人家族への支援事例



家計を作成し、紙芝居を作成して、相談者家族に理解を促す。
・夫婦と長男の理解がすすむよう、夫婦と紙芝居を用意して、お金の流れや現状と進学後に必要な費用や金額を明らかにした。
・貯金をしていくことの必要性を理解してもらつた。

今後の家計のやりくり、進学に向けての貯蓄、妻の就労などについて、ケースワーカーと一緒に相談しながら支援を継続

・進学費用の不足分について社協で教育支援金を借入。

事例で使用した紙芝居

毎月のお金の使い方



Mさん宅が使える

一ヶ月の
金額は？

家計改善支援員 ●●

1

正解は、

2万6千円です！



27万-4.4万-20万

26,000円

ではもう1問！

5

Mさん一家に必要な1ヶ月のお金

健康で文化的な最低限度の生活に

必要なお金は**約27万円！**

お父さんの
お仕事(給与)と
国からの**保護費**
を合わせた金額



27万円

2

問題です！

お父さんが風邪を引いた



Mさんのお宅は、27万の一一定した収入が毎月あります
お仕事行けなくて、出勤が少ない月のお給料

今日は風邪で会社を休んだが
15万お給料もらいました！

国からの生活保護費はいくらになる？

27万(一家の収入)-4.4万(家賃)-15万(お給料)= ?万円 6

Mさん一家5人の住居費用
4万4千円です

←国から大家へ振込

1ヶ月の収入

27万から家賃

4.4万を引くと

残り22.6万



共益費6000円は家賃

3

正解は、

7万6千円です！



27万-4.4万-15万

76,000円

生活保護費が変動するの
わかりましたか？

7

さて問題です！

ヒントは↓を読んでね！



Mさんのお宅は、27万の一一定した収入が毎月あります。

ただしお給料が上がったり、下がったりすると…生活保護費が変わるので

お父さんがお仕事がんばって、

20万のお給料がもらいました！

国からの生活保護費はいくらになる？

27万(一家の収入)-4.4万(家賃)-20万(お給料)= ?万円 4

お父さんは年末年始も
お仕事です！とっても

忙しいけど、**家族の為**に
がんばっています！

そんなお父さんへ、**3つ**
お願いがあります。



8

お願い①！

お給料の中から
長男君の高校進学の
為に、毎月貯金
することです。
がんばれお父さん！
ファイト～～！！！

中国銀行へ長男君
名義の口座へ毎月
2万～3万貯金！



9

結果！
こうなります！



奥さんは
こうなります

ネコも
こうなります！

13

お願い②！

お父さんの通帳に

振り込まれる児童手当
をお母さんに管理して
もらいます。

2月、6月、10月に
支給される児童手当を
お母さんが管理する。



お父さんは仕事をがんばる！

お母さんは家族が、こどもたちが
健康で暮らせるように、やり繕り上手に

10

そして、こうなります！



14

お願い③！

お父さんのお給料が多いと

⇒お母さんのもらえる生活保護費が減額される。
なぜならMさん一家のは、27万
と言う限度が決められている
例：給与15万だとお母さんは
7万ちょっとしか保護費をもらえません。
金量だけでも6万は伸びます。
雑費交通費を入れると赤字です。

毎月のお給料の額で
生活保護費が↓↑上下
増額・減額されます。



11

27万	毎月のMさん一家の収入	お父さんは	お母さんは
から2万円		2万円	2万円
	お給料も変動	17万	6万
家賃4.4万円	お給料	お母さんも 生活保護費	お母さんも 生活保護費

生活保護費は
毎月金額が変わります。
児童手当2.5万+保護費8万
約10万お母さんは毎月必要なのです



15

お願い③のおさらい！

例：お父さん給料17万の場合

生活保護費は5.6万のみ

お母さんは8万以上の生活保護費が
無いと、家族の食事が作れません。

*この場合、お父さんはお母さんへ
2.4万をお給料の中から、渡して下さい！

お母さんが、ため息つかないように！

お給料日は、金額を確認して下さい！

そして不足しているお金をお母さんへ渡して下さい。



12

お母さんが毎月支払うもの！約10万円

食費：1日2,000円/1ヶ月6万円



雑費：1週間5,000円/1ヶ月2万円



交通費：1ヶ月5千円



お母さんこども3人の雑費1.5万円

16

お父さんが毎月支払うもの！約**13.9万円**

貯金：1ヶ月**2万円以上3万円**
高校学費：1ヶ月**2万円**
外食費：1ヶ月**1万2千円**
電気ガス水道：1ヶ月**2万5千円**
携帯：1ヶ月**2万2千円**
お父さんお小遣い1日1000円**3万円**

17

17

小学校、高校入学する
子どものために！



21

2月1日 金曜日 高校入試

今までの
ボクは…



18

お父さんの給料
からお金が



でも、、、！！！



22

2月1日 金曜日 高校入試まで！

これから
の
ボクは



19

家族のため
こどものため
がんばろう！
お酒は、やめ
られないが
控えよう！



お父
お母
もさ
る高
校の
合格す
る！



23

お父さんは
お酒が
大好き！

でも、
これからは！



20

20

勉強して
良かった！

やった～～



24



25

25



29

29



そして…

26



30

30



27

27



28

28